

各就労継続支援A型事業所 代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業の国庫補助協議
にかかると書類の提出について(依頼)

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しの件につきまして、厚生労働省から国庫補助協議の依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

就労継続支援A型事業所(ただし、前年度の生産活動収支が赤字であり、経営改善計画書を県が定める期日までに提出した事業所に限る)

※対象者の詳細については、実施要綱をご確認ください。

※岐阜市が指定する事業所は対象外としております。

※令和7年度中に確実に事業完了(支払いまで完了)できるもののみ対象とします。

2 提出書類

(1) 別紙2、別紙3 (Excel形式)

(2) 見積書(最低2者)(PDF形式)

(3) カタログ、仕様書等(PDF形式)

3 提出期限

令和7年5月21日(水) 17時 ※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム(LoGoフォーム)で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

協議は事業所ごとの受付となりますので、複数事業所を協議する法人においては、複数回入力が必要となります。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1019836>

5 補助経費、補助額

(1) 対象経費

ア 生産設備の導入に係る費用

イ 経営改善に関する専門家等による各種分析・業務開拓等に係る費用

※「生産設備の導入に係る費用」は一事業あたり、14,350千円程度を目安とします。

※当事業は「経営改善に向けた専門家等による各種分析・事業開拓等の取組み」が必須となっており、事業が採択された場合は、一般社団法人岐阜県中小企業診断士協会による支援を受け、連携して事業を進めていただくこととなります。なお、「経営改善に向けた専門家等による各種分析・事業開拓等に係る費用」は20万円を見込んでおり、積算内訳書にあらかじめ入力しています。
※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

補助基準額 14,350 千円 (一事業所当たり)

※「経営改善に向けた専門家等による各種分析・事業開拓等に係る費用 (20万円)」は、県から一般社団法人岐阜県中小企業診断士協会へ直接支払うため、補助基準額には含まれません。

(3) 負担割合 国 10/10

6 事業内容等 (抜粋)

- (1) 対象となった事業所は、経営改善に関する専門家等と連携の上、生産設備を導入する等、経営改善に向けた取組を行うこと。
- (2) 補助対象となる生産設備は、事業所が生産活動を行う際に使用するものであって、導入経費に限る。
- (3) 本事業は他の事業者の参考となるモデル事例の収集が目的であることから、事業実施年度内には効果的な成果が得られるよう、補助対象となった事業所は内示後速やかに事業に着手すること。
- (4) 事業を実施した事業者は、事業の導入前後の比較を行い、経営改善に資する効果検証を行ったうえ、県に報告すること。また、導入効果等についてホームページ等により公表すること。
- (5) 国・県のホームページ等への公表を了承すること。

7 事業所の選定について

提出された事業計画書に基づき、赤字となった要因等を詳細に分析し、生産活動収支を黒字化するための計画が検討されているか、収支改善に向けた創意工夫や努力が行われているか等の観点から、県において予め優先順位をつけたうえで国に報告させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合がありますのでご了承願います。

8 留意事項

本事業は、「障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業」の補助金と補助対象が重複することから、併給はできません。

上記以外にも、複数要件がありますので国からの要綱等をよくご確認ください。

岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係			
担当係長	高井	担当	浅野
TEL	058-272-1111 (内線 3484)		
メール	c11226@pref.gifu.lg.jp		